

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 30 年 1 月 26 日

更新日：令和 7 年 3 月 3 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒960-0617）福島県伊達市保原町字 7 丁目 33-3

名称（フリガナ）：伊達地方あんぽ柿連絡協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 佐藤 孝一

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：果実加工品類（干柿）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：伊達のあんぽ柿、DATE NO ANPO GAKI、DATE NO ANPO KAKI

4 明細書の変更

伊達地方あんぽ柿連絡協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）原料柿の生産について

協議会は、原料柿の生産者に対し、原則として収穫前に「栽培履歴・防除日誌」を提出させ、原料柿の品種、生産地及び栽培方法に係る明細書の適合性の遵守状況を確認する。

（2）加工工程について

協議会は、「伊達のあんぽ柿」の生産者に対し原則として出荷前に「安全なあんぽ柿生産のための農業生産工程管理(GAP)チェックシート【出荷前提出用】」、出荷後に「安全なあんぽ柿生産のための農業生産工程管理(GAP)チェックシート【出荷終了後提出用】」を提出させ、加工地、衛生管理及び加工方法に係る明細書の適合性の遵守状況を確認する。

（3）出荷規格及び最終製品の確認について

ア 生産者がパッケージングをし、かつ、仮の等級を付けたものは、非破壊検査場において、協議会が委嘱した検査員（以下「検査員」という。）が品質、出荷規格の遵守状況及び最終製品を確認する。

イ 生産者がパッケージングのみをしたものは、協議会が委嘱した選果員（以下「選果員」という。）が共選場または選果員が指定する場所において、品質、出荷規格の遵守状況及び最終製品を確認する。

ウ 生産者がパッケージングをしていないもの及びふくしま未来農業協同組合（以下「JA ふくしま未来」という。）のあんぽ工房みらい（以下「あんぽ工房みらい」という。）で加工したものは、あんぽ工房みらいにおいて、選果員が品質、出荷規格の遵守状況及び最終製品を確認する。

- (4) 協議会は、(1) から (3) の確認結果について、「GI 生産行程管理状況一覧」に記録する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 協議会は、5 の確認において、原料柿の生産（品種、生産地及び栽培方法）、加工工程（加工地、衛生管理及び加工方法）が、明細書の記載に従って行われていないことを確認した場合は、当該生産者に対し警告を発し是正を求める。

また、出荷規格及び最終製品について、出荷規格に従った出荷が行われていないことを確認した場合は、協議会は当該生産者に対し、「改善指示書」により改善を求める。

- (2) 警告及び改善指示を受けたにもかかわらず、これに従わない場合、協議会は、当該生産者に対し、改善指導又は「伊達のあんぽ柿」としての加工若しくは出荷の禁止等の措置をとることができることとする。
- (3) 協議会は、毎年、明細書に記載した原料柿の栽培方法、加工方法及び出荷規格等について、生産者を対象とした指導会等により周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 検査員又は選果員は、前記 5 の確認において、明細書の各基準を満たしているあんぽ柿についてのみに、地理的表示である「伊達のあんぽ柿」及び国が定める登録標章（以下「GI マーク」という。）が使用されているかを確認する。

この際、地理的表示及び国が定める登録標章が使用されている包材等についてもあわせて確認する。

- (2) (1) の確認において、以下のあんぽ柿がないかも確認する。

ア 明細書の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「伊達のあんぽ柿」及び GI マークが使用されているあんぽ柿

イ GI マークのみが使用されているあんぽ柿

ウ 地理的表示である「伊達のあんぽ柿」に類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されているあんぽ柿

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 協議会は、前記 7 において、以下に該当することを確認した場合は、当該生産者に対し警告を発し是正を求める。また、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合、協議会は、当該生産者に対し、改善されるまでの間、出荷を停止することとする。

ア 明細書の各基準を満たしていないあんぽ柿であるにもかかわらず、地理的表示である「伊達のあんぽ柿」及び GI マークが使用されている場合

イ GI マークのみが使用されている場合

ウ 地理的表示である「伊達のあんぽ柿」に類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されている場合

- (2) 協議会は、毎年、地理的表示及びGI マークの使用について、生産者を対象とした指導会等により周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後3か月以内に下記書類を作成し、農林水産大臣に提出する。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、協議会が作成した「GI 生産行程管理状況一覧」(地理的表示等の使用状況の記録を含む)。
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

伊達地方あんぽ柿連絡協議会は、前記9の(2)において提出した書類に加えて以下の書類を、JA ふくしま未来の事務所において、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 柿栽培日誌
- (2) 安全なあんぽ柿生産のための農業生産工程管理(GAP)チェックシート【出荷前提出用】
- (3) 安全なあんぽ柿生産のための農業生産工程管理(GAP)チェックシート【出荷終了後提出用】
- (4) 改善指示書
- (5) あんぽ柿非破壊検査・出荷搬入証

